務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。

⑵　品目分類番号　42

⑶　業務名　姫路高速道路事務所管内（山陽自動車道西地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）

同時に公告している他５件の業務名は次のとおり。なお、下記業務の詳細は各業務の公示を参照すること。

・姫路高速道路事務所管内（山陽自動車道中地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・姫路高速道路事務所管内（山陽自動車道東地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・神戸高速道路事務所管内（山陽自動車道）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・福崎高速道路事務所管内（中国自動車道西地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・福知山高速道路事務所管内（舞鶴若狭自動車道南地区）橋耐震補強設計業務(その１)

⑷　業務箇所　山陽自動車道吹田山口線
自）兵庫県姫路市相野
至）岡山県備前市八木山
中国横断自動車道姫路鳥取線
自）兵庫県たつの市揖西町
至）兵庫県たつの市新宮町

⑸　業務内容　本業務は、姫路高速道路事務所が管理する山陽自動車道（山陽姫路西ＩＣ～備前ＩＣ）にある耐震補強事業対象橋梁において、総合技術監理業務及び橋梁耐震補強設計を行う業務である。

⑹　履行期間　366日間

２　技術提案書の提出者に要求される資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

⑹　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15―１に定める標準特定設計共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出しなければならない。

⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　公募型プロポーザル方式に関する事項　公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類（以下「技術提案書」という。）を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。

４　手続等

⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　三木　真一　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　電話06―6344―9242　ＦＡＸ06―6344―9913

⑵　入札説明書の交付期間及び方法

①　期間　令和元年12月23日（月）から令和２年１月14日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和元年12月29日から令和２年１月３日）を除く）。

②　方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「191001226」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①　期限　令和２年１月14日（火）午後４時00分

②　場所　上記４⑴に同じ。

③　方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に基づき参加表明書を作成し、持参、郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）又は電送すること。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①　期限　令和２年３月４日（水）午後４時00分

②　場所　上記４⑴に同じ。

③　方法　持参又は郵送すること。

⑸　見積書提出の期限、場所及び方法　見積方通知書にて通知する。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除